

該当箇所				質問者	ご意見・ご質問の内容	回答
NO	資料	ページ	項目			
1	1	1~3	①手話施策推進	樫尾	【質問】加賀市医療センターの手話通訳者の配置又は職員研修の予定はあるか？	加賀市医療センターに確認しましたところ、聴覚に障がいのある人の予約日に合わせて非常勤職員の手話通訳者が対応しています。 今後もこの体制を維持していく予定でありますので、一般職員の研修の予定はいまのところありません。
2	1	4~7	②じりつ支援協議会	樫尾	【質問】「おとな部会」での②、重度障害者就労支援法の認識と、当市での取り組みはどうか？	地域生活支援事業の市町村地域生活促進事業の「雇用施策との連携による重度障害者就労支援特別事業」として回答いたします。 石川県内では、当該事業を実施している市町はありません。 おとな部会では、重度の障がい者に限らず、障がいのある人が安心して働くことができるよう検討を行っておりますので、当該事業についても必要であれば、検討してまいりたいと思います。
3	1	11	④障がいのある人のテレワーク推進事業	樫尾	【質問】11月5日の面接後、一般企業に就職した方の障害区分や年齢・性別について？	障害区分、年齢、性別については、個人を特定される可能性があるため、お答えすることはできませんので、ご理解いただきたいと思ひます。
4	1	12~15	⑤地域生活支援拠点等整備事業	樫尾	【質問】⑤の基幹相談支援センター等を活用して、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保とあるが、その実情を知りたい。	加賀市におけるサービス提供体制の実情は、生活介護やグループホームの事業所が新たにできる一方、既存のサービス提供事業所が整理統合により縮小する状況もみられます。ニーズに応じたサービス提供体制が維持確保できるよう、基幹相談支援センターと各相談支援事業所は、地域資源の情報共有をしたり、過去のケースや経験からのノウハウを活かすなど、共同して支援体制が確保されるよう、取り組んでいます。 また今後は、ボランティア創出など、新たな障害者支援につながるよう、住民に向けた障害者理解の促進にも取り組んでいく予定です。
5	2		令和4年度の相談支援体制について	樫尾	【意見】地域包括支援センターと、基幹相談支援センターの役割の周知を如何にするのか？	令和3年度より地域包括支援センターで障害のある人も含め、一体的に相談を受ける体制を整備しております。今回の体制について、介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者へは、介護サービス事業者協議会、じりつ支援協議会等を通して周知していくことを考えております。 また、市民へは、広報やホームページにて周知していく予定としております。

該当箇所				質問者	ご意見・ご質問の内容	回答
NO	資料	ページ	項目			
6	3		障害者差別解消法の一部改正について	榎尾	【質問】加賀市障害者差別解消支援地域協議会の活動状況について知りたい	平成29年度に、加賀市障害者差別解消支援地域協議会を障害者分科会に位置づけることとしております。 平成30年度と令和元年度の第1回障害者分科会において、地域協議会の議題を「障がい者差別を解消するために必要な情報交換」と「障がい者からの相談事例を踏まえた障がい者差別を解消するための取組に関する協議」として、それぞれ情報交換や相談事例について報告し、意見をいただいております。 令和2年度は、障がい福祉計画等の議題が多くあったため、地域協議会としての議論はできませんでした。
7	4		令和4年度の市所掌事務の見直しについて	榎尾	【意見】市民健康部組織図の令和3年度と4年度の比較図について、これ等は、簡単な説明を付記してほしい（これこそが正に合理的配慮では？）	説明文が足りず、誠に申し訳ございません。追加資料として、比較図の説明文を配付いたしました。
8			その他・全般	榎尾	【意見】障碍当事者の意見反映や情報共有のために、会議を2時間にしてほしい。	新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、長時間にならないよう会議時間を設定しております。事務局からの説明を簡潔にし、できるだけ委員の発言時間を確保しますので、ご理解いただきたいと考えております。
9			その他・全般	榎尾	【質問】相談支援課と介護福祉課を二極化したメリットは何か？	相談支援課内に相談窓口を統合したことにより、生活困窮者から障がいのある人、高齢者まで連携して対応することができ、地域包括支援センターでは、障がいのある人も高齢者も一体的に相談ができる体制となりました。 地域包括支援センターの専門職が障がい者の相談にかかわることとなったため、ふれあい福祉課のみで対応していた体制にくらべ、人員面の強化が図れたと考えております。